

令和5年8月25日

保護者の皆様

枚方市立五常小学校  
校長 榎 正文

令和5年度健康管理年休制度の実施について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、常日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜っており、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市と五常小では、「先生が元気な学校は、子どもたちも元気な学校」をスローガンに働き方改革を進めてまいりました。今回表題にありますとおり、これまでなかなかできていなかった年次有給休暇の取得について、改善を進めることにしました。

具体的には、平日希望して年休を取りにくい教職員が、学期に一回程度を目安に計画的に取得するというものです(半日程度の場合有り)。

もともと枚方市は、(下段表のとおり)年休を一定期間内に計画的に組み込む「健康管理年休制度」を実施しており、平成31年4月に施行された働き方改革関連法を踏まえ、少なくとも5日の取得を推奨してきました。

本校教職員については、目標どおりは難しいかもしれませんが、これまで学期中たった一日ですら休暇を取りにくかったのを改善し、教職員がフレッシュな気持ちで子どもたちに向き合うことにつながればと考えています。

具体的な日程は、classroom 等で1週間前にはお知らせします。該当の日は、他の教職員が授業を受けもったり、監督のもと自習を行ったりします。

この施策の目的の一つは、今の子どもたちのためだけでなく、将来に渡って優秀で意欲のある教職員の能力を活かすためのものです。保護者の皆様には、法の趣旨等を踏まえ、休暇の確実な取得にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以下は参考)枚方市「健康管理年休制度」の内容

下表の各実施期間に計画的に取得することとしています。

実施期間	対象月	取得日数		
		正職員 再任用職員 任期付職員	左記以外 の職員	備考
第1期	4月～6月	1日	1日	
第2期	7月～9月	4日	2日	第2期に取得できなかった日数は第3期に再度計画
第3期	10月～12月	1日	1日	
第4期	1月～3月	1日	1日	